

所有者不明農地の解消の取組事例（大山町農業委員会）

令和7年度所有者不明農地対策事業

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・近隣の耕作者（地域計画の受け手）から相続未登記農地の借受の相談があり、相続人を探索し、同意取得の通知を送付したが、合意に至らなかった。令和7年1月に再度、同じ耕作者から借受ができないか相談があった。周辺農地も同じ耕作者が耕作していることから、借受できない状態を解消する必要がある。

当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が死亡しており、所有権移転登記がされていないため、数次相続となっており、相続人の確認及び同意に時間を要する。 ・地域計画内の担い手が耕作を希望
筆数や面積	1筆、1,028㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探 索	6 カ月
公 示	2 カ月
促進計画認可手続	1 カ月

【支援地域の地図・航空写真等】

別紙のとおり

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

農業会議による支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針及びスケジュールの決定支援 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>【対応方針及びスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作者が早期の耕作を希望していることから、次年度の作付けに間に合うよう準備を進める。 ・所有者不明農地の制度を利用し、相続人のうち少なくとも1名から同意を取りつける。 ・相続人の同意が得られ知事裁定が必要と見込まれる場合は、遅くとも令和7年9月までに農業委員会で公示手続を行う。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会による取組の進捗把握
農業委員会の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登記名義人等の戸籍等調査 ・相続関係図の作成 ・相続人に対する意向確認
解消の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人に意向確認を行ったところ、うち1名から同意が得られたことから、地域の担い手からの耕作希望を叶えるため、令和8年1月開催の農業委員会総会でバンク法による共有者不明農地に係る公告手続により、令和8年4月1日からの利用権設定が可能となった。
解消に当たった課題・支障となった点	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人に意向確認の文書を送付したが、不着であったり、連絡がついても同意書の返送に時間を要した。
農業委員会の声	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートを得られるのはありがたいが、多くの実務を農業委員会がしなければならず、他の業務を抱える中でスケジュールどおりに貸し付けにつなげるのが大変だった。